

「よこはま多世代・地域交流型住宅認定制度」受付開始！

多世代が暮らし、地域交流の機能を備えた“よこはま多世代・地域交流型住宅”は、平成 23 年度から公有地を活用して整備が進められてきました。このたび、民間事業者の民有地活用による整備を促進させるため、新たに「よこはま多世代・地域交流型住宅認定制度」を創設し、平成 28 年 11 月 1 日から申請受付を開始します。



<ロゴマーク>

【よこはま多世代・地域交流型住宅とは】

高齢者や子育て中の世代など多世代が、地域の中で安心して住み続けられるよう、超高齢社会に求められる世代間や地域との「つながり」をつくり出す、横浜発の多世代型の住宅です。

「よこはま多世代・地域交流型住宅」を表すロゴマーク（左）を制定しました。認定された住宅には、このロゴマークが掲示されます。

- ・・・優良事業 A
- ・・・優良事業 B
- ・・・認定

ロゴマークの上段の☆マークは、物件の優良度合いを表します。評価基準に基づき、優良度合いを認定します。

※認定制度の評価基準については、既に公有地を活用して整備している「鶴見会館跡地事業」や「十日市場町地区」をもとに構成されています。

【制度の特色】

1 対象となる住宅

- (1) 高齢者や子育て世代など多世代が安心して入居できるよう、バリアフリーの高齢者向け賃貸住宅と一般住宅が一体的に整備されている。

※高齢者向け賃貸住宅には、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホームが該当します。

- (2) 入居者同士や周辺地域住民が交流できるスペースが確保されている。

- (3) 介護・医療・保育施設、食料品・日用品の商店等の日常生活を支えるサービスが整っている。

以上3つの視点から審査し、一定の評価を得た住宅を認定し、さらに高い評価を受けた住宅を優良事業とします。

<住宅のイメージ>



2 制度の特徴

- (1) 新築の他、既存物件も認定を受けられます。
- (2) 住宅1棟単位のほか、複数棟により構成される1つのエリア単位でも認定を受けられます。
- (3) 優良事業は市街地環境設計制度による容積率の割増等の対象となります。
※適用にあたっては、適用区域等の要件があります。また、建築審査会の同意を得て、市長の許可を得る必要があります。
- (4) 認定された住宅は、本市ホームページ等で公開しPRを図ります。

市街地環境設計制度とは、快適な歩行者空間の整備、地域の憩いの場となる広場や貴重な緑地の確保などの課題の改善に資することを条件に、個々の建築計画の中で、都市計画で規定された容積率や高さ等を緩和することにより、良好な市街地環境の形成を誘導していく制度です。

お問合せ先

健康福祉局高齢施設課長	壺井 達幸	Tel 045- 671-3641
建築局住宅政策課長	磐村 信哉	Tel 045- 671-2917